

## 高岡市安全安心見守りカメラ設置事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、安全なまちづくりの実現に向け、屋外の公共空間での犯罪を抑止するため、高岡市安全安心見守りカメラ設置事業費補助金の交付に関し、高岡市補助金等交付規則(平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象とする者は、自治会、防犯協会又はその他の団体で市長が認めるもの(以下「自治会等」という。)とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラ新設事業 各学校が指定する通学路(以下「通学路」という。)における防犯カメラ(別表第1に掲げる要件を満たすものに限る。)の新設をいう。
- (2) 防犯カメラ借受事業 富山県警察が実施する「安全安心見守りカメラ事業」(以下「県事業」という。)により防犯カメラを借り受け、設置をした後に当該防犯カメラを買い取ることをいう。

### (交付の対象等)

第4条 補助金交付の対象経費、補助額等は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	防犯カメラ新設事業	防犯カメラ借受事業
対象経費	防犯カメラの初期設置費用 (オプション品、各種申請、占用料 等地代、専用柱、高所作業等特殊 な設置工事、維持管理等に係る経 費を除く。)	防犯カメラの買取費用 (オプション品、各種申請、専用柱、維持管 理等に係る経費を除く。)
限度額	別表第2に掲げる額	

- 2 防犯カメラ新設事業の対象となる防犯カメラの仕様等は、別表第3のとおりとする。
- 3 補助金交付申請ができる防犯カメラの台数は、1年度あたり1団体につき2台までとする。  
ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 補助対象となる防犯カメラの台数は、1設置場所あたり2台までとする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 自治会等は、補助金の交付を受けようとするときは、高岡市安全安心見守りカメラ設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の表に掲げる書類を添えて市長が定める期日までに提出しなければならない。

書 類	様 式
事業概要書	様式第2号
見積書の写し	任意
申請団体に関する会則の写し	任意
申請団体に関する役員名簿の写し	任意
防犯カメラ等の仕様が分かる資料の写し	任意
県事業を活用する際に作成した借受書の写し（防犯カメラ借受事業に限る。）	富山県警察が指定する様式
防犯カメラ管理運用規程（案）（以下「規程」という。）	任意
防犯カメラの設置に係る同意等に関する報告書	様式第3号

（交付条件）

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合（以下「事業の変更」という。）においては、市長の承認を受けること。ただし、補助金額の20パーセント未満の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合（以下「事業の中止等」という。）においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了後5年間保管しておくこと。
- (5) 防犯カメラの設置による犯罪抑止効果を最大限に引き出すため、防犯カメラによる撮影を示す看板を設置すること。
- (6) 防犯カメラの円滑な管理運用を行うため、高岡市安全安心見守りカメラ設置運用要領に基づき、次に掲げる事項を定めた防犯カメラ等管理運用規程を制定すること。
 

また、記録画像は個人情報であることから、その利用は犯罪発生の確認等に限るなどプライバシーの保護に十分配慮すること。

  - ア 設置目的
  - イ 設置の場所等
  - ウ 管理責任者の指定
  - エ 画像の管理
  - オ 画像の利用・提供の制限
  - カ 苦情処理
  - キ その他必要な事項
- (7) 防犯カメラは、継続して6年以上設置すること。
- (8) 規程は、住民等に対しその内容を周知すること。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市安全安心見守りカメラ設置事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請した団体等に通知する。

2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金の交付申請者に通知するものとする。

(事業の変更等の申請)

第9条 補助金の交付を受けた団体(以下「補助事業者」という。)は、事業の変更のため、市長の承認を受けようとするときは、高岡市安全安心見守りカメラ設置事業費補助金変更交付申請書(様式第5号)に第5条に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 補助事業者は、事業の中止等のため、市長の承認を受けようとするときは、高岡市安全安心見守りカメラ設置事業費補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により承認をしたときは、高岡市安全安心見守りカメラ設置事業費補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、高岡市安全安心見守りカメラ設置事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次の表に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

書 類	様 式	備 考
事業報告書	様式第9号	
領収書の写し	任意	
防犯カメラ等管理運用規程	任意	
防犯カメラの撮影画像	任意	防犯カメラ毎に1枚
防犯カメラが設置された状況(看板を含む。)のわかる写真	任意	防犯カメラ毎に1枚

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、高岡市安全安心見守りカメラ設置事業費補助金交付事業補助金交付確定通知書(様式第10号)で補助金の額を通知

するものとする。

(補助金等の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず第8条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助事業者からの請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、高岡市安全安心見守りカメラ設置事業費補助金概算払請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、前条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び次条の規定を準用し、過払いがあるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条第1項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(財産の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 規則第19条の規定により市長が定める期間は6年とする。

3 規則第19条の規定により市長が指定する財産は、補助対象事業により取得した財産とする。

4 補助事業者は、第2項の規定に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄する場合は、高岡市安全安心見守りカメラ設置事業費補助金による取得財産の(目的外使用・売却・廃棄)承認申請書(様式第13号)により市長に報告し、その承認を受けなければならない。

5 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(関係書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第16条 市長は、規則第17条に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部

を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第 11 条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告、検査及び指示)

第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第 15 条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

(補助金の流用の禁止)

第 19 条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(細則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この交付要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

項目	内 容
補助対象となる 防犯カメラ	<p>次の各号に掲げる要件の全てに該当する防犯カメラとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 撮影範囲が通学路を概ね3分の1以上含むもので、かつ、危険箇所として付近住民から設置要望がある場所に設置すること。</li> <li>2 防犯カメラ等の設置について、設置場所の所有者、管理者及び撮影範囲周辺の住民に対しその内容を周知し、理解が得られていること。</li> <li>3 設置場所、撮影範囲について、管轄する警察署から指導、助言を受けていること。</li> <li>4 防犯カメラの設置場所付近に、設置団体名、管理団体名及び防犯カメラが作動中である旨を明確かつ適切に大きく表示されていること。</li> <li>5 継続して6年以上設置する見込みであること。</li> <li>6 補助金の交付決定のあった年度の市長が定める期日までに設置が完了し、又は完了する見込みであること。</li> </ol>

別表第2（第4条関係）

項目	内 容	
限度額	通学路に設置する場合	1台あたり100千円
	通学路以外に設置する場合	1台あたり50千円

別表第3（第4条関係）

項目	内 容
防犯カメラの 仕様等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 カメラの有効画素数が100万画素以上であること。</li> <li>2 防水、防塵性能を有すること。</li> <li>3 年間を通じて温度の変化等、環境の変化に耐えうること。</li> <li>4 作動時間が1日24時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができるものであること（感知機能及び赤外線照射機能付きカメラを推奨）。</li> <li>5 記録間隔が1秒間に3画面以上であること。</li> <li>6 逆光補正機能を有すること。</li> <li>7 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。</li> <li>8 解像度1280×720以上の画像サイズでの記録ができ、USBメモリー、SDカード等の外部記録媒体に画像が複写できるメモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備える機器であること。</li> <li>9 古いデータから順次上書き録画できること。</li> </ol>
その他の 仕様等	防犯カメラの設置場所に、設置団体名、管理団体名及び防犯カメラが作動中である旨を明確かつ適切に大きく表示すること。